

生活支援商品券 の送付について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに加え、原油価格・物価の高騰により、家計は大きな打撃を受けています。

そこで、町民の生活支援および町内事業者の支援のため、生活支援商品券発行事業を実施します。

対象者 令和4年10月5日現在で、須恵町に住民登録している人



1組 **7,000円**
×14枚

使用期限 商品券受取日～**令和5年2月28日(火)**

送付時期 11月19日からゆうパックで順次郵送しています。

※事情により郵送で受け取りができなかった場合は、役場で受け取ることができます。

(本人確認書類として運転免許証や保険証などが必要です。)

詳しくは、下記にお問い合わせください。

！ご注意ください

- 再発行はできません。
- 現金との引き換えはできません。
- 転売や譲渡はできません。
- 釣銭は出ません。

取扱店舗

「須恵町生活支援商品券取扱店舗」のポスターを掲示している取扱加盟店のみでご利用いただけます。
取扱加盟店は商品券に同封しているチラシ裏面または須恵町ホームページ(随時更新)をご確認ください。

須恵町 商品券

検索



須恵町ホームページ▶

☎ 須恵町 地域振興課 生活支援商品券事務局 ☎ 932-1151(内線256)

TOWN TOPICS
11/3 木

スポーツの秋を満喫しました

すこやかコミュニティ主催のすこやか健康づくりフェスタが若杉の森運動公園で開催され、72人がグラウンドゴルフで交流を深めました。

また、ふれあいレインボー主催のふれあい軽スポーツ大会が須恵第三小学校体育館で開催されました。パラリンピックの正式種目でもあるポッチャを行い、「さまざまな年代でプレーできて、とても楽しかった」との声がありました。



ホールインできるかな？



白色のボールをめがけて投げます

消費生活 110番



12月は「悪質商法撲滅月間」です！

福岡県では、毎年12月を「悪質商法撲滅月間」と位置づけ、悪質商法を防止するための啓発活動に取り組んでいます。

近年、悪質業者の巧妙な手口によって消費者トラブルが深刻化しています。特に、年末年始は、若者や高齢者を狙った悪質商法が増加します。

日ごろから自身で注意するのはもちろん、身近な人にもいつもと変わった点がないか周囲の人の見守りや声かけが重要です。トラブルになった際には、早めに消費生活センターに相談しましょう。

訪問勧誘などによる住宅修理・リフォーム工事は慎重に！

コロナ禍の長期化で、訪問販売などの勧誘が増加し、屋根・外壁塗装工事やリフォーム工事では「契約を急がされて不要な工事をした」「工事内容に不具合が多い」といった相談が寄せられています。

相談事例

事例 近所で工事をしている業者が訪ねてきた。翌日、別の作業員も連れてきて「無料で点検します」と言い、屋根が上がった。瓦が割れた写真を見せられ、「このままではもっとひどい状態になる」と急かされて、屋根工事の契約をしたが、解約したい。

アドバイス

● 契約を急かす業者には注意し、すぐに契約をしないようにしましょう。
● 複数(2社以上)の業者から工事の見積もりを取りましょう。見積もりを取る際は、同種の工事実績があるか、建築士などの資格者がいるか、遠方の業者ではないかなどを考慮しましょう。
● 訪問販売の場合、基本的にクーリング・オフが適用されます。また、工事着工後でもクーリング・オフができる場合があります。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部広域消費生活センター

開設日 月曜日～金曜日

(祝日・年末年始は休み)

相談時間 10時～15時30分

場所

志免町地域安全安心センター2階

(志免町志免中央1の10の10)

問い合わせ先

☎ 936・1594

FAX 936・1610

※相談の際は電話で「連絡ください」。



かすや中南部広域消費生活センターホームページ

● 技術的なトラブルについては、第三者的立場の専門機関(建築士など)に調査を依頼するのも有効な方法です。「福岡県建築住宅センター」・「福岡県弁護士会・住宅リフォーム紛争処理支援センター」でも相談できます。

困ったときは、かすや中南部広域消費生活センターにご相談ください。